

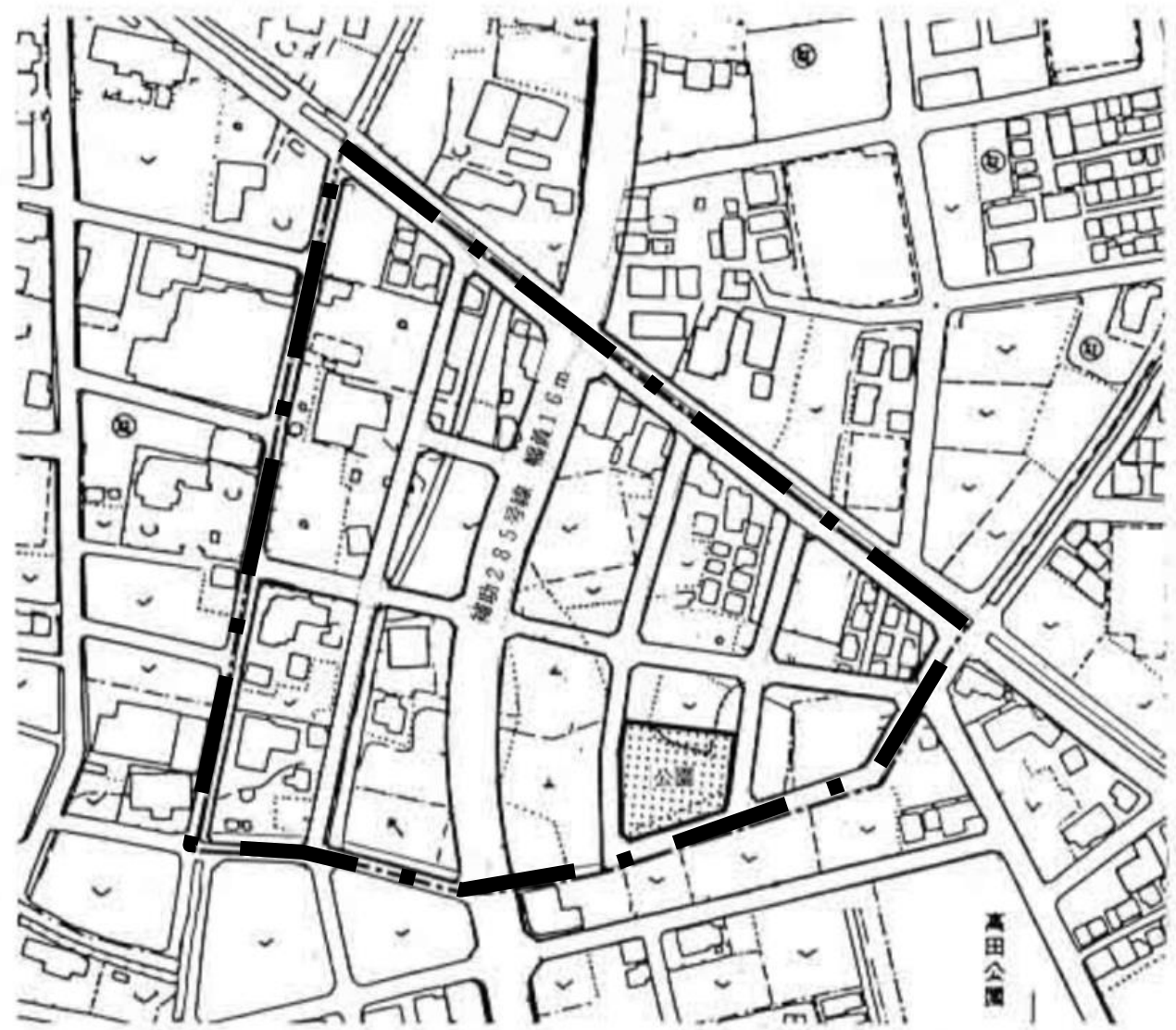
「鹿骨一丁目地区地区計画」計画書

《計画決定 H 3. 2.28 江戸川区告示第 42号》
 《計画変更 H28. 8. 1 江戸川区告示第482号》

名称		鹿骨一丁目地区地区計画	
位置		江戸川区鹿骨一丁目、新堀一丁目及び新堀二丁目各地内	
面積		約 3.1ha	
地区計画の目標		<p>当該地区の土地利用現況は、住宅地と農地が大部分を占めており、街区形成が不整形となっている地区である。したがって、土地区画整理事業により都市基盤が整備されるのを機会に、土地の細分化と乱開発を防止し合理的な土地利用の推進を図り緑化を推進し、住宅と日用品の供給施設とが調和した良好な住居系複合市街地の形成を図る。</p> <p>なお、補助285号線沿いは、商業・業務・流通系施設の立地誘導により、沿道型市街地の形成を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>土地の高度利用と敷地内緑化や沿道緑化を推進し、居住環境の保護を図りながら、住宅と日用品の供給施設とが調和した住居系複合市街地の形成を図る。</p> <p>なお、補助285号線沿いは、商業・業務・流通系施設の立地誘導を推進し、沿道型市街地の形成を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により適正配置された道路・公園を維持保全する。	
	建築物等の整備の方針	<p>土地の有効利用を図り、緑豊かな住居系複合市街地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最低限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ゲームセンター</p> <p>(2) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超える建築物</p> <p>(3) 荷貨物集配所</p> <p>ただし、(2)および(3)について、補助第285号線に面して車両の出入口を設けたものは除く。</p>
		建築物の容積率の最低限度	100%
		建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、落着きのある色調のものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設けるかき又はさくは、樹木によるものとする。ただし、ネットフェンス類を併用する場合や土盛りのための基礎の部分を除く。

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

(は知事協議事項)



- 凡例
- 地区計画区域
 - 区画整理による公園

